あなたの住宅は大丈夫ですか？

～住宅に関する各種補助金制度のお知らせ～

【事前相談・受付・問合先】＝本庁建築住宅課建築指導グループ ℡(23)5111(内線3643)

木造住宅耐震診断・改修補助金制度

地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断および耐震改修工事の経費の一部を補助します。

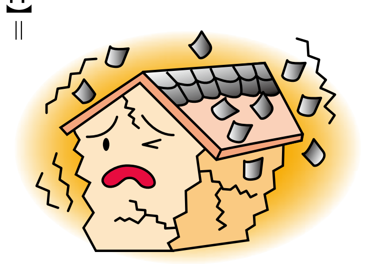

【補助交付の要件】＝次の条件を全て満たす場合に交付します。

▼昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ床面積500㎡以下のもの

▼申請者が、耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること

▼申請者が、市税を滞納していないこと

耐震診断

【補助金の額】＝交付対象経費の3分の2以内とし、1棟につき6万円が限度額

【診断件数】＝5棟

▼受付開始日＝4月15日(金)(先着順)

＊既に耐震診断を終えている場合は、対象外です。

耐震改修

【補助金の額】＝交付対象経費の10分の9以内とし、1棟につき30万円が限度額

【改修件数】＝1棟

▼受付開始日＝5月10日(火)

＊既に耐震改修を終えている場合は、対象外です。

＊耐震診断を終えていても、耐震改修を未実施の場合は対象になることがありますので、相談ください。

要件を満たす住宅耐震改修を行った場合、次のような特別控除を受けることができます。

【所得税額の特別控除】＝住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用額の10％に相当する額(最高25万円、補助額は控除)が、当該年分の所得税額から控除されます。確定申告を行う必要がありますが、その際の住宅耐震改修証明書は、本庁建築住宅課で審査の上、発行します。

がけ地近接等危険住宅移転補助金制度

災害の未然防止を図り、市民の生命の安全確保を目的とした補助制度です。がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建っている危険住宅から、安全なところに移転を希望される方の相談を受け付けています。

【対象建物】＝次のいずれかに該当する住宅が対象となります。

▼がけ上・がけ下に建っている昭和46年8月31日以前に建築された住宅

▼災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)または、土砂災害特別警戒区域内に建つ住宅。ただし、防災工事が完了している場合は、対象外となります。

【補助交付の要件】＝

▼危険住宅に、本人または親族が継続して居住していること

＊補助金申請前に新築・移転・解体工事に着手しているものは、対象外となります。

【申請者の要件】＝

▼安全なところへ移転し、危険住宅を除却される方

▼本人もしくは親族が、金融機関からの借り入れを行って、移転先の住宅を建設(購入)される方

【補助金の額】＝

区分	限度額	助成内容
危険住宅除却費	802,000円	実費補助
建設(購入)費	4,570,000円	金融機関から借り入れをしたときの、利息に対する補助
土地取得費	2,060,000円	
敷地造成費	597,000円	

【注意事項】＝交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。

既存住宅改修環境整備事業補助金

平成28年度の申請受け付けが始まります。

【補助対象者】＝次の条件を全て満たす方

▼本市の住民基本台帳に記載されている方

▼原則として、改修工事を行う住宅に居住し、所有する方

▼市税を滞納していない方

【補助対象住宅】＝補助の交付を受けようとする方が居住している市内の個人住宅など

【補助対象工事】＝住宅の機能の維持および向上のために行う改修工事(増築を含む)で、20万円以上の工事に係る経費

【補助金の額】＝

▼補助率＝20％

▼補助上限額＝20万円

＊ただし、同時に60万円以上の住宅の耐震改修工事を行う場合は、一律20万円

【施工業者】＝市に登録されている市内の施工業者

【申請時の追加書類】＝改修動機に係るアンケート

【受付期間】＝5月10日(火)～18日(水)9時～17時

＊受付は土・日曜日、祝日を除きます。

【受付場所】＝本庁3階建築住宅課または甑島4支所地域振興課建設水道グループ(鹿島支所は産業建設グループ)

＊5月10日(火)・11日(水)に限り、川内文化ホール第3会議室

【受付件数】＝250件程度

【抽選日】＝5月27日(金)10時から(川内文化ホール第5会議室予定)

【注意事項】＝

▼交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。

▼補助金の交付申請は、同一住宅について1回限りとします。

▼詳細については、受付窓口またはホームページ上で確認ください。

改修に併せて耐震改修工事を行う場合

【受付件数】＝先着1件

＊抽選を行うことなく、優先的に交付決定を受けることができます。

危険廃屋等解体撤去促進事業補助金

平成28年度の申請受け付けが始まります。

【補助対象者】＝次のいずれかを満たす方

▼市内に所在する危険廃屋などの所有者や、所有者から委任を受けた方で、市税を滞納していない方

▼市長が適当と認める方

【補助対象工事】＝

▼工事に要する費用(消費税などを含む)が30万円以上であること

▼解体工事の資格を持つ施工業者に依頼する工事であること(市内に本店または営業所を有する施工業者)

【補助対象とならない工事など】＝解体撤去完了の日から3年以内に、売却や建築など跡地利用の計画があるもの

【受付開始日】＝4月15日(金)

【受付件数】＝30件程度

【受付場所】＝本庁建築住宅課または甑島4支所地域振興課建設水道グループ(鹿島支所は産業建設グループ)

区分	要件	定義	補助金
危険廃屋	・建築物であること(門・塀を含む) ・所有者などが、現に居住またはその他の用途に使用していないこと	状態が著しく不良であり、かつ、倒壊などにより周辺住民などに危険を及ぼす恐れがあるもの(道、宅地、公園などに近接していること)	工事費の3分の1(上限額30万円)
認定廃屋		状態が不良であり、かつ、地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼす恐れがあるものとして廃屋判定委員会に認定されたもの	
景観支障廃屋		危険廃屋・認定廃屋のうち、特に景観を保全する必要がある地域(甑島)に存するもの	工事費の2分の1(上限額45万円)